

第2号議案 平成30年度事業計画並びに収支予算(案)承認について

1. 情勢並びに業務の方針

(1) 一般情勢

政府の経済見通しによると、海外経済の回復が続く中、わが国の経済は雇用・所得環境の改善が続き、民需を中心とした景気回復が見込まれる。また、物価は、景気回復により需給が引き締まる中で上昇し、消費者物価(総合)は、前年度見通しを0.4ポイント上回る1.1%の上昇が予測されている。

平成29年12月に政府は「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、併せて追加的財政需要に適切に対処するため、平成29年度補正予算を措置した。同時に少子高齢化問題を最大の壁と位置付け、この解決に向け「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として打ち出し、2020年度までの3年間を集中投資期間(最重要課題)として、実現に取り組む方針を示した。政府の見通しでは、こうした政策効果もあいまって平成30年度は、実質GDP成長率は1.8%程度、名目GDPは2.5%程度の伸びを見込んでいる。ただし、一方で海外経済の不確実性や金融資本市場の変動に留意する必要がある。

(2) 酪農情勢

4月から改正畜産経営安定法による新たな加工原料乳生産者補給金制度が始まった。従来の指定団体を中心に大きな変動はないものと見られているが、国の制度運用では、酪農経営の安定を図るために生産者間に不公平感を生じさせないことや、需給調整、用途別調整、乳価交渉力、乳質保全等について混乱が生じることのないように、酪農乳業界と一体となって適切に対応していくことが不可欠となっている。

平成30年度の全国の生乳生産量は、Jミルクの需給見通し(平成30年1月26日)によると、726万6千トンを0.5%減少する見通し。北海道は昨年9月以降、前年を上回って推移、年度計では1.6%増と前年度を上回ると予測。都府県は各月とも前年度を下回って推移すると見込まれ、年度計では2.9%減と依然として生産の減少に歯止めがかからない深刻な状況だ。

一方、需要面では近年、消費が戻りつつある牛乳は、30年度も堅調さを維持し年度計で0.5%増、はっ酵乳の消費も健康志向を反映して1.6%増と引き続き前年度を上回る見通し。現状では不需要期にも北海道産の生乳移出に乳業メーカーの依存度が高まりつつあるが、今後、夏場以降の最需要期の生乳需給ひっ迫と乳製品仕向け生乳の確保等が懸念される。政府・自民党でも都府県酪農に対する対策を検証するとしており、都府県の生産基盤対策が喫緊の大きな課題となっている。

農水省は1月26日に5年連続となる追加輸入の方針を発表したが、平成30年度の数量は、CA(カレント・アクセス)枠を含めて生乳換算で33万5429ト(バター1万3千ト、脱脂粉乳2万7千ト)に決定した。CA枠を除くと国内で20万ト弱の生産余地がある。恒常化しつつある追加輸入を前提にしてしまえば、酪肉近代化基本方針による生乳生産目標750万トとの差が広がるばかりである。やがて北海道酪農やメガ・ギガ酪農にも様々な影響が及ぶと見られ、家族経営を主体にした、わが国酪農の持続的な発展には緊急対策が必要な情勢にある。

(3)業務の方針

- ①農政活動においては、北海道と都府県酪農が協調して将来に向けて持続できる対策を進める。都府県の生産基盤の弱体化が、より一層進行していることから、都府県の酪農対策や家族酪農経営対策について、本会の政策提言も含めた中で、友好団体とともに引き続き検討し、酪政連を通じて政府・国会に要請する。
- ②引き続き安宅設計・施工業者のフジタと打ち合わせをしながら、酪農会館を予定通り平成30年末に竣工させる。また、テナント(1階及び6階の一部)募集、会館の運営がスムーズにいくように業務を遂行していく。
- ③酪農会館の建設に伴い、引き続き各事業内容の見直し、より一層の合理化・効率化を進めるとともに会議室利用共用化等をはじめ全酪連、酪政連と業務の連携を進める。酪農共済の加入人数拡大を最重点とすることや全酪新報等の事業推進を図る。
- ④今回の債権売却損の計上を反省し、財産管理運用規程の制定など、再発防止の観点から本会の規定類の見直しを早急に進める。

以上、酪農家戸数・飼養頭数の減少に歯止めがかからない厳しい酪農情勢が続く中で、酪農生産者の利益を代表し、将来にわたり我が国酪農が全国各地で持続し発展できるよう、役職員一丸となり全力を挙げて努力していきたい。

2. 総会・役員会・監事会・基本対策委員会等の開催

- (1) 年度総会(6月26日)(法人)
- (2) 役員会(4月6日、6月1日、6月26日、11月22日及び31年3月に開催予定)(法人)
- (3) 監事会(6月1日、11月22日)(法人)
- (4) 酪農基本対策委員会(11月22日)(継4・指導農政)
- (5) 事業推進委員会(年1回予定、他随時開催)(継4・指導農政)
- (6) 三役会(随時開催)(法人)
- (7) 酪農ネットワーク委員会(全国2カ所、4月6日並びに31年3月予定)(継4・指導農政)
- (8) 酪農会館竣工式並びに竣工披露式(法人・平成31年2月4日)
- (9) その他各種委員会(随時)

3. 農政活動(継4・指導農政)

(1) 農政活動の方針と重点項目

農水省は酪農経営が改善されつつあると発表しているが、実態を細かく見れば、酪農家戸数や飼養頭数の減少、乳牛个体価格高騰や燃油価格の上昇等に加えて、高齢化や後継者不足があり、将来不安はむしろ増している。本会の事業の柱をなす農政活動については、引き続き全酪連、日本ホルスタイン登録協会の友好団体とともに酪政連に結集して政府・国会に対して要請活動を展開していきたい。

[農政活動の重点項目]

- 1) 家族経営酪農を中心に北海道、都府県酪農が協調して将来に向けて持続できるように、生産基盤対策、後継牛確保対策、経営安定対策を中心に要請する。(酪政連の重点項目は①後継牛確保対策、②自給飼料対策、③酪農後継者対策、④酪

農ヘルパー対策等)。

- 2) 特に生産減少に歯止めのかからない都府県の酪農対策に関しては、上記の中で本会が継続して要請してきた酪農経営のセーフティネット(所得補償)と農地に対する直接支払い対策も含めて要請を継続していくほか、自民党で議論されている酪農後継者・新規就農対策等の課題についても要請する。
 - 3) 平成30年度補正予算、平成31年度政府予算、平成31年度ALIC酪農関連対策事業の維持・拡大について要請する(畜産クラスター事業における肉用牛・酪農重点化枠(80億円)、中山間地域優先枠(40億円)、国産チーズ振興枠による国産チーズ奨励金の維持・拡大)。
 - 4) いわゆる「楽酪事業」(30億円)並びに「楽酪GO事業」(50億円)の維持・拡大。楽酪GO事業では、省力化機械導入に伴う牛舎改修工事も対象に含め使いやすくされたが、さらに、ふん尿処理施設の改修等も対象に追加されるよう要請する。
- (2) 内外の酪農情勢を踏まえて、本会役員等を中心に当面する酪農問題を検討する「酪農基本対策委員会」を年度内に1回開催し農政活動等に反映させる。(継4・指導農政)

4. 指導事業

(1) 酪農講演会の開催(継3・講演研修)

本年は引き続き「酪農制度改革への対応」をテーマに全国2ブロックにおいて、農水省畜産部の協力を得て、酪農情勢の講演を実施する。開催予定は下記のとおり。

○西日本・東日本地区合同 4月6日(東京都内)

○北海道地区 平成31年3月(北海道札幌市)

(2) 酪農ネットワーク委員会の開催(継4・指導農政)

全国のおよそ130名余りの委嘱した委員を、酪農講演会の開催時に合わせて出席いただき、本会事業への理解と支援をお願いするとともに、委員相互の情報交換の場を提供することを目的に開催する。また、委員には農水省の発表する各種資料を印刷して随時配布する。

(3) 会員相互の協調と組織の強化に関する活動(継4・指導農政)

会員団体の支援並びに会員及び組織の要請による各種講演会の企画等、きめ細かな対応により組織強化と協調を図る。

(4) 事業推進委員会において協議し、役員会において承認された事業について、当年度の主要な指導事業として実施する。

①「酪農未来塾」の開催(継4・指導農政)

平成25年度以降、これまで6回開催してきたが、運営委員会において内容を検討した上で、第7回目となる酪農未来塾について平成30年9月13～14日に1泊2日で開催する予定。

②酪農研究会専門部会・ワーキングチームの活動(継4・指導農政)

都府県酪農対策の必要性が高まる中、酪農研究会ワーキングチーム(WT)との連携を取りながら随時、活動や情報交換をしていく。また、畜産経済研究会との連携も深め、同研究会が実施を検討している都府県酪農対策をテーマにしたシンポジウム開催に協力・支援する。

(5) その他の指導事業

①未加入専門組織の会員加入推進を図る(法人)

②酪農後継者育成事業による酪農青年後継者(酪農専門農協職員等含む)に対して本会主催の視察研修への費用の一部助成(継1・視察研修)

③北海道協同組合通信社との共催による第39回オールニッポン・ホルスタインコンテストの実施(継4・指導農政)

5. 情報提供事業(継2・情報提供)

(1) 改正畜安法施行後の酪農乳業の動きをはじめ、国内外の情勢変化に応じて引き続き、全酪新報の紙面充実と情報提供事業の強化を図る。

(2) 政府・与党の酪農・畜産関係予算を巡る議論や予算決定等の内容について重点を置いて報じていく。

(3) 日本ホルスタイン登録協会との連携により、同協会の会報として日ホ協特集号を年

4回(平成30年7月20日号、9月20日号、平成31年1月20日号、同3月20日号)発行する。

(4)全酪連など友好団体や酪農団体、資材メーカーとの連携による特集号、特集ページの企画・製作を行う。

現時点の予定としては、

①全酪連と全国酪農青年女性会議主催による全国酪農青年女性酪農発表大会の発表者の紹介(6月1日号・予定)

②中央酪農会議による酪農教育ファーム認証制度の特集(9月20日号・予定)

③酪農ヘルパー全国協会による酪農ヘルパー募集(広告・日ホ協特集で予定)

(5)酪農会館の竣工披露式に合わせて平成31年3月20日号(予定)において全酪新報の特集ページを作成する。

(6)酪農共済制度の受託生命保険会社のジブラルタ生命の広告が社内の規定変更により、広告出稿が停止されるなど、大口の広告が減少したことから、その肩代わりを図るべく、特集企画や新規の広告獲得に全力を尽くす。

(7)全国各地で創意工夫している酪農家の経営実態や酪農経営改善など生産現場に密着した記事の充実などにより紙面の充実を図る。また、会員や酪農共済取り扱い組合等の協力を得て、見本紙配布を行いながら部数増加を図る(このほか酪農ネットワーク委員、酪農共済推進担当者との連携を密にした新聞購読を推進する)。

(8)ホームページとの相乗効果も踏まえながら、さらに新規広告の開拓に努める。また、ホームページによる情報提供事業の充実、動画のより効果的な活用など情報発信の強化や酪農生産者以外にも酪農乳業関係者や消費者などに向けて幅広く情報発信していく。

(9)全酪新報付録「写真ニュース」の定期的(7月・12月の年間2回)な発行。

(10)酪農ネットワーク委員等への酪農情勢メモ、酪農関係統計資料の配布やEU、米国、オセアニアなどの海外情報の入手とその迅速な提供を全酪新報並びにホームページ等を通じて行う。

6. 視察研修事業

(1) 視察研修旅行の実施

第52回を迎える「ヨーロッパ酪農視察研修」と「第26回米国・カナダ酪農視察研修」を中心に実施する。その他、酪農共済加入者優待旅行については「台湾4日間の旅」を格安で実施する。

①第52回ヨーロッパ酪農視察研修の実施(継1・視察研修)

平成30年9月10日出発、9日間の日程で実施する。本年はオランダでは、世界の酪農に関する様々な調査・研究を行っているDAILY CAMPUSを訪問し研修を行うとともに、アムステルダムフルオートメーション化された酪農家を視察する。その後、ドイツではドレスデンにあるLELY社の搾乳ロボットを使用している酪農家を2カ所視察する。スイスでは、エメンタールチーズを製造している工房を視察するほか、ユングフラウヨッホ登山を予定している。パリでは市内を視察する予定になっている。(研修参加費は57万5,000円)

②第26回米国・カナダ酪農視察研修の実施(継1・視察研修)

平成30年11月7日出発の7日間の日程で実施する。本年もカナダ・トロントで開催される「ロイヤル・ウィンターフェア2018」を視察する。その他、カナダ・オンタリオ州の大型酪農家と米国・サンフランシスコ市にある米国最大のチーズ工場の視察、全酪連サンフランシスコ事務所長による米国酪農・飼料情勢の講演も予定している。(研修参加費は41万7,000円)

(2) 酪農共済加入者優待旅行の実施(他1・一般旅行)

酪農共済加入者優待旅行は、平成31年1月24日出発で「台湾4日間の旅」を格安料金で実施する。(旅行代金は9万9,800円)

(3) 酪農後継者育成事業による助成派遣(継1・視察研修)

第52回ヨーロッパ酪農視察団並びに第26回米国・カナダ酪農視察団に青年酪農後継者(会員団体長推薦の酪農専門農協等職員を含む)を諮問委員会にて審議の上、派遣する。また、全酪連と全国酪農青年女性会議が開催している全国酪農青年女性酪農発表大会の入賞者を第26回米国・カナダ酪農視察団に本会並びに

全酪連の共同助成により例年通り実施する。

- (4) 平成30年度実施予定の酪農視察研修旅行のメニューポスターを製作、関係先に配布して参加者の積極的な掘り起こしを行う。(他2・出版幹旋)

7. 酪農共済事業(他3・酪農共済)

[方針]

高齢化や後継者不足により、酪農家戸数は引き続き減少しているが、全国の取扱い団体との連携により、より一層の酪農共済等の各共済制度の積極的推進を行い、農政活動、指導事業を支える財政基盤を確保し、酪農生産者の負託に少しでも応える運動展開のため、最大限の努力をしていく。

取扱い団体からの要望等を受けて平成28年3月に発足させた「酪農がん共済」は推進3年目となる。取扱人員は1,000人を超えたが、死亡原因におけるガンの割合は高く、引き続き推進していきたい。また、バルククーラー保険については、事故0回の場合の掛け金の引き下げと、事故件数に応じた掛金が昨年度と同様に適用されることになる。

取扱い団体各位におかれては、常日頃、酪農共済制度の推進にご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。平成30年度(共済51期)においても、取扱い団体各位の一層のご支援を賜り、常に加入者への還元を忘れることなく、安定した制度の運営を継続して参りたい。

[計画]

- (1) 「酪農共済」については、加入者拡大を最大の目標として「新規加入者の増加」のため、重点推進を図る。
- (2) 「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農傷害共済」の加入推進を強力に進める。
- (3) 「酪農がん共済」については、今年度の重点事業として、最大限の推進を図る。
- (4) 全酪新報の紙面を使い、酪農共済制度特集号を発行し、普及並びに解約防止のため、PR活動を展開する。
- (5) 上記目的達成のため、引き続き「酪農共済新規加入拡大推進年」とし、各種奨励

措置を実施する。

(6)「酪農業賠償責任補償制度」及び「バルククーラー保険」は、酪農共済取扱い団体を中心に加入推進に努める。

①「酪農業賠償責任補償制度」では、特別割増対象となる取扱い団体に対し、免責・縮小てん補の取り扱いにより、掛金の変動を緩和し、制度の安定運用を図る。

②「バルククーラー保険」では、事故件数に応じた掛金の割引・割増を昨年同様適用する。

(7)「酪農共済制度推進会議」の開催について、今年度は西日本・東日本合同および北海道地区の2回に分けて開催する。この席上で推進功労者と推進優良団体の表彰を行う。

(8)北海道及び九州駐在による迅速な対応と一層の効率的な推進を行う。同時に酪農共済取扱い団体の新規開拓に努める。

[制度の活性化計画]

(1)「酪農がん共済」の補償内容、組合事務取扱の周知を図る。

(2)「酪農業賠償責任補償制度」、「バルククーラー保険」の補償内容の周知を図る。

[酪農共済の加入推進等に対する特別措置、特別奨励]

(1)平成30年1月1日から12月1日までの「酪農共済」、「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農傷害共済」、「酪農がん共済」の加入実績に応じ、平成31年1月実施予定の酪農共済加入者優待旅行への招待または優待などの特別措置を実施する。

(2)保有奨励

「酪農共済」の年度末保有口数が昨年度末の保有口数を維持した取扱い団体に対し交付する。

(3)高率加入奨励

保有維持奨励の対象とはならないが「酪農共済」の加入が高率な取扱い団体に対し交付する。

(4)「酪農共済」(人数あたり)、「酪農がん共済」(口数あたり)の新規加入に対する奨

励金を取扱い団体に交付する。

(5)「酪農共済」、「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農傷害共済」

「酪農がん共済」の新規または増口加入された方に対し記念品を贈呈する。

8. 酪農会館建替え並びに運営事業(他4・会館運営事業)

酪農会館は計画通り平成30年12月竣工予定であり、全酪連並びに酪政連と連携し竣工後のスムーズな移転に注力する。なお、本会並びに酪政連は平成31年1月中に、全酪連は2月中に新事務所に移転する予定。また、会館総合管理会社である業界大手の東急コミュニティ(株)と連携して、1階並びに6階の入居者の募集を行い、年度内の入居者が決定した場合には、同様にスムーズな移転に注力し、その後は適正な会館運営に努める。

9. 出版及び文化財の頒布斡旋(他2・出版斡旋)

(1)「牛群検定クイックチェック～早わかり～」と、文庫版の「ウシのきもち、ヒトのきもち～乳牛獣医師の四方山ばなし～」の頒布

(2)平成31年用酪農カレンダーの製作頒布

(3)平成31年用酪農手帳の製作頒布

(4)平成30年度酪農関係(制度資金・補助事業・リース事業)金融総合手引書の刊行頒布

(5)絵で見る酪農技術書「続牛飼いの眼」の頒布

(6)青色申告のできる「酪農簡易簿記」の頒布

10. 地方にて開催の畜産共進会等については、会員を中心として申請に基づき賞状並びに記念品を授与する(継4・指導農政)

11. 事務の合理化の強化、各種規程の見直し等

酪農共済、火災共済、財務会計及び新報購読者管理等については、その都度シス

テムの更新を図るなど、引き続き、コンピュータによる迅速化・正確化に努める。

また、会館建設に伴い、効率的な事業運営に努めるほか、財産管理運用規程の制定など再発防止の観点から各種規定の見直し等を早急に進める。